

第 1 0 期 昭 和 村 分 別 収 集 計 画

【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条にかかる計画書】

令和4年7月

昭 和 村

第 10 期昭和村分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル 法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8 条第 2 項第 4 号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル 法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本村の最終処分場は埋立が終了し、他市町村に設置されている最終処分場を利用させていただいているという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政のそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 「人と自然が共生する持続可能な循環型社会」の実現を目指し、一般廃棄物処理計画等と整合させながら、本計画を実施する。
- ② 環境負荷を低減するため、村民、事業者、村が一体となって、それぞれの役割と責任を果たしながら積極的なごみの排出抑制、資源化に取り組む。
- ③ 地球環境の保全と、村民の健康で安全な生活のため、地域の実情に即したごみの3R及び廃棄物の適正処理を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	257 t	255 t	253 t	251 t	249 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、村民、事業者、行政がそれぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら推進する。

（1）教育、啓発活動の充実

ごみの減量化、資源化等についての環境教育を学校並びに地域社会の場で取り上げていく。
具体的には、小中学校の授業や住民の集会などで、ごみの問題を取り上げてもらう。また、各種イベントでのPRや説明会等を催し、積極的に啓発活動に取り組む。

（2）廃棄物減量等推進審議会、ホームページ等の活用

ごみの減量化、リサイクルの具体化などについて、廃棄物減量等推進審議会の意見を聴き施策に反映させる。

また、村のホームページや広報誌等を利用して、ごみの分別排出やごみ出しマナーについて啓発を行う。

（3）有価物集団回収への奨励金の交付

各行政区や婦人会、若妻会、子供会などの団体が回収している容器包装廃棄物について、奨励金を交付し、ごみの再利用を促進すると共に、村民の資源ごみに対する意識を高める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本村における、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、村民の協力度、村が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の容器	缶		
主としてアルミ製の容器			
主として <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ガラス製の容器</td><td> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 </td></tr> </table>	ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック		
主として段ボール製の容器	段ボール		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって白色の発泡スチロール製食品トレイのもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	村指定プラスチック製容器		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の
見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

品目	開始 年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	5	11.3 t		11.2 t		11.1 t		11.0 t		10.9 t	
アルミ製容器	5	13.8 t		13.7 t		13.6 t		13.5 t		13.4 t	
無色ガラス製 容器	5	(合計) 20.6 t		(合計) 20.4 t		(合計) 20.2 t		(合計) 20.0 t		(合計) 19.8 t	
		(容リ協引渡量) 20.6 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 20.4 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 20.2 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 20.0 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 19.8 t	(独自処理量) t
茶色ガラス製 容器	5	(合計) 23.0 t		(合計) 22.8 t		(合計) 22.6 t		(合計) 22.4 t		(合計) 22.2 t	
		(容リ協引渡量) 23.0 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 22.8 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 22.6 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 22.4 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 22.2 t	(独自処理量) t
その他のガラ ス製容器	5	(合計) 10.8 t		(合計) 10.6 t		(合計) 10.4 t		(合計) 10.2 t		(合計) 10.0 t	
		(容リ協引渡量) 10.8 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 10.6 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 10.4 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 10.2 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 10.0 t	(独自処理量) t
紙パック	5	10.5 t		10.4 t		10.3 t		10.2 t		10.1 t	
段ボール	5	77.0 t		76.7 t		76.1 t		75.4 t		74.7 t	
紙製容器包装 (紙パックを 除く)	5	(合計) 4.6 t		(合計) 4.5 t		(合計) 4.4 t		(合計) 4.3 t		(合計) 4.2 t	
		(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 4.6 t	(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 4.5 t	(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 4.4 t	(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 4.3 t	(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 4.2 t
ペットボトル	5	(合計) 29.8 t		(合計) 29.6 t		(合計) 29.4 t		(合計) 29.2 t		(合計) 29.0 t	
		(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 29.8 t	(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 29.6 t	(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 29.4 t	(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 29.2 t	(容リ協引渡量) t	(独自処理量) 29.0 t
その他のプラ スチック製容 器包装	5	(合計) 20.9 t		(合計) 22.6 t		(合計) 24.1 t		(合計) 25.3 t		(合計) 26.2 t	
		(容リ協引渡量) 20.9 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 22.6 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 24.1 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 25.3 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 26.2 t	(独自処理量) t
うち白 色トレイ	5	(合計) 0.3 t		(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t		(合計) 0.2 t	
		(容リ協引渡量) 0.3 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 0.2 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 0.2 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 0.2 t	(独自処理量) t	(容リ協引渡量) 0.2 t	(独自処理量) t

(注1) 容リ協引渡量とは、指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）への引渡量を指す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度(令和3年度)の分別基準適合物の収集実績に人口変動率(98.95%)を乗じて算出した。

令和4年度 分別基準適合物搬出量(見込み)

種 類	スチール 缶	アルミ缶	無色 びん	茶色 びん	その他 色びん	紙 パック	段 ボール	包装紙 等	白色 トレイ	PET ボトル
搬 出 量 (kg)	11,289	13,960	20,616	22,907	11,139	10,805	77,735	4,700	263	29,853

※ 包装紙は、新聞紙と雑誌等の合計収集量に3%を乗じた算出。

また、人口変動については、平成29年度から令和3年度までの変動率を勘案し、次の通り設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
6,888人 (対前年度比) 98.95%	6,815人 (対前年度比) 98.94%	6,744人 (対前年度比) 98.96%	6,673人 (対前年度比) 98.95%	6,603人 (対前年度比) 98.95%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本村から排出される容器包装廃棄物の分別収集と実施する者は下記のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	缶	各種団体による集団回収	民間業者
アルミ缶			
無色ガラスびん	ガラスびん		
茶色ガラスびん			
その他ガラスびん			
紙パック	紙パック		
段ボール	段ボール		

包装紙、紙箱等	包装紙、紙箱等	各種団体による集団回収	民間業者
P E Tボトル	P E Tボトル		
白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ		
その他プラスチック	指定プラスチック		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に関連する施設は、下表のとおりとします。ストックヤードは民間業者が確保します。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の種類	収 集 容 器	収 集 方 法	中 間 処 理
スチール缶	缶	網袋	集団回収	ストックヤード (圧縮・保管)
アルミ缶				
無色ガラスびん	ガラスびん	コンテナ		ストックヤード (保　　管)
茶色ガラスびん				
その他ガラスびん				
紙パック	紙パック	紐かけ		ストックヤード (梱包・保管)
段ボール	段ボール			
包装紙、紙箱等	包装紙、紙箱等			
P E Tボトル	P E Tボトル	網袋		ストックヤード (破砕・保管)
白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ			ストックヤード (保　　管)
その他プラスチック	指定プラスチック			

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 村民の意見や要望を施設に反映させるため、廃棄物減量等推進審議会の意見を聴く。
- (2) 各行政区・各種団体等による、集団回収をより促進するため、奨励金を交付すると伴に集積場所の相談や回収機材の貸与などの支援を行う。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

第 1 0 期昭和村分別収集計画

令和 4 年 7 月 1 1 日 制定

編 集 昭和村

群馬県利根郡昭和村大字糸井 3 8 8 番地